

食品表示法案に対する修正案 対照表

(傍線部分は修正部分)

修正後	修正前
<p>(食品表示基準の策定等)</p> <p>第四条 内閣総理大臣は、内閣府令で、食品及び食品関連事業者等の区分ごとに、次に掲げる事項のうち当該区分に属する食品を消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するために必要と認められる事項を内容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めなければならない。</p> <p>一 名称、アレルギー(食物アレルギー)の原因となる物質をいう。</p> <p>第六条第八項及び第十一条において同じ。)、保存の方法、消費期限(食品を摂取する際の安全性の判断に資する期限をいう。第六条第八項及び第十一条において同じ。)、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が食品の販売をする際に表示されるべき事項</p> <p>二 表示の方法その他前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項</p> <p>2 6 (略)</p> <p>(指示等)</p> <p>第六条 (略)</p>	<p>(食品表示基準の策定等)</p> <p>第四条 内閣総理大臣は、内閣府令で、食品及び食品関連事業者等の区分ごとに、次に掲げる事項のうち当該区分に属する食品を消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するために必要と認められる事項を内容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めなければならない。</p> <p>一 名称、保存の方法、消費期限(食品を摂取する際の安全性の判断に資する期限をいう。第六条第八項及び第十一条において同じ。)、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が食品の販売をする際に表示されるべき事項</p> <p>二 表示の方法その他前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項</p> <p>2 6 (略)</p> <p>(指示等)</p> <p>第六条 (略)</p>

257 (略)

8 内閣総理大臣は、食品関連事業者等が、アレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項として内閣府令で定めるものについて食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をし、又は販売をしようとする場合において、消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要があると認めるときは、当該食品関連事業者等に対し、食品の回収その他必要な措置をとるべきことを命じ、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずることができる。

(適格消費者団体の差止請求権)

第十一条 消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第二条第四項に規定する適格消費者団体は、食品関連事業者が、不特定かつ多数の者に対して、食品表示基準に違反し、販売の用に供する食品の名称、アレルゲン、保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分の量若しくは熱量又は原産地について著しく事実相違する表示をする行為を現に行い、又は行うおそれがあるときは、当該食品関連事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該食品に関して著しく事実相違する表示を行った旨の周知その

257 (略)

8 内閣総理大臣は、食品関連事業者等が、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項として内閣府令で定めるものについて食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をし、又は販売をしようとする場合において、消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要があると認めるときは、当該食品関連事業者等に対し、食品の回収その他必要な措置をとるべきことを命じ、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずることができる。

(適格消費者団体の差止請求権)

第十一条 消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第二条第四項に規定する適格消費者団体は、食品関連事業者が、不特定かつ多数の者に対して、食品表示基準に違反し、販売の用に供する食品の名称、保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分の量若しくは熱量又は原産地について著しく事実相違する表示をする行為を現に行い、又は行うおそれがあるときは、当該食品関連事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該食品に関して著しく事実相違する表示を行った旨の周知その他の当該行

他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求
することができる。

附 則

(検討)

第十九条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、
この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、こ
の法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措
置を講ずるものとする。

為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することが
できる。

附 則

(検討)

第十九条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、
この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、こ
の法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措
置を講ずるものとする。